

第6回大阪府環境審議会瀬戸内海環境保全計画部会 議事録

日時：平成28年5月20日（金） 午前10時～12時

場所：大阪府咲洲庁舎 45階 会議室

【事務局（酒井主事）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第6回瀬戸内海環境保全計画部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

なお、島田委員につきましては、少し遅れるとの連絡をいただいておりますが、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

私、司会を務めます環境管理室の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日お配りしています資料を確認させていただきます。

まず、議事次第と、その裏面が配席図でございます。その次に委員名簿をつけています。資料1につきましては3つに分けています。まず右肩に四角囲みで資料1と記載されているホチキス留めのものが1部、その次に図を描いているA4判1枚の資料、その次がA4判ホチキス留めで「前回資料2の抜粋」と記載されているものになります。続きまして、資料2が部会報告の案でございます。また、参考資料は前回部会の議事録でございます。漏れ等はございませんでしょうか。また、前回までの資料一式をファイルにしてお手元に置かせていただいております。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたく存じます。

池部会長、よろしくお願いいたします。

【池部会長】 おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。

今日はこの部会としても最終回ということで、資料2にあります報告書の案をまとめるということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

まず、1番目に、前回部会でご指摘いただいた事項とその対応について、資料1で事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（田淵総括主査）】 環境管理室の田淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1の構成ですが、最初から4ページまでが前回いただきました指摘内容と、それに対する対応についてお示しをしております。次の図1、湾奥部での底質調査結果につきましては、ご指摘いただいた1番目の内容の説明の資料です。

その次の1枚目に2-1ページと記していますが、前回の資料2、3、4を一体でセットしておりまして、それぞれこのように修正してはどうかというところに、下線を引いてお示しをしております。

それでは、資料1で説明をさせていただきます。

まず、1点目にご指摘いただきましたのが、大阪湾の水質・生物の水平分布のところで、底質の分布の図ですが、こちらが指摘内容の①でして、次の図1、湾奥部での底質調査結果の図をご覧ください。こちらの右側にお示ししていますのが前回お示した図、それぞれ上から強熱減量、COD、TOC、全窒素、全りんの結果です。この水平分布図については、黒丸で示している地点における調査の結果を外挿して、湾奥の港湾域のところまで作成しているということで、

この分布傾向が実際の分布傾向と異なっていないか、他の調査結果を参考にして確認することが必要とご指摘いただきました。西田先生から調査結果をご提供いただきまして、こちらにまとめています。

図1の左側の図が平成16年12月に西田先生の方で調査された事例です。一番下にありますように、地点についてかなり密に調査されて、この水平分布図を作られています。左側の西田先生の図と右側の図を比較いたしますと、西田先生の方を調査A、右側を調査Bとして、2つの結果を比べますと、同じような地点では同じような値となっていると言えるかと思えます。調査Aが平成16年に実施されたということで、10年位前の調査結果ですが、右側の平成27年度の測定結果の値と比較して、あまり大きな変化はないと考えています。

また、左側の調査Aの図を見ますと、湾の一番奥側の埋立地等がある港湾域とその沖側の海域で濃度勾配が急に変わっているということはないということで、濃度勾配に大きな変化は見られません。

以上のことから、現在におきましても、こちらの調査Aのような状況にあるということで、水平分布の傾向としては、港湾域とその沖側の海域で大きな変化はないと推測されます。

したがって、調査Bの水平分布図におきまして、調査地点より陸側の港湾域に外挿していることは特に問題ないものと考えられます。

このことを踏まえまして、資料を修正しています。資料の2-1ページをご覧ください。冒頭の部分で、図8について、瀬戸内海の東部海域全体の底質状況を把握するために実施した調査結果からつくった水平分布のところから大阪湾の部分を取り出しているということがわかるように補足してはどうかと考えています。

続きまして、ご指摘事項の2番目でございます。

湾奥部の利用状況の説明で、貧酸素水塊に関する記述をしていましたが、文章的に重複があるということをご指摘いただきました。それを踏まえた対応ですが、重複を整理いたしまして、1つ目のポツのところ、湾奥では貧酸素水塊が発生し、いろいろな幼稚仔とか底生生物が減少するなど厳しい環境にあるということで、文章を整理したいと考えています。

それから、2つ目のポツでございますが、湾奥部が幼稚仔の育成にとって重要ということをおわかりやすく府民にお示ししたいということで、説明を丁寧にしています。趣旨としては、一般にということで、内湾性の魚類等の幼稚仔の育成には、餌となる生物が多いということと、あと隠れ場となるような干潟とか砂浜とか、そういう海岸が必要であるということです。

大阪湾の湾奥部につきましては、隠れ場に適した場所は多くないのですが、浅い水域ということもありまして、生物生産性が高く、餌になる生物が多い。また、淀川等の流入で、いろいろな水質の環境の変化も激しいということがありまして、世代交代の短い小型の底生動物が多い。特にこれらはカレイやエビ、カニの餌に適しているということ、また、塩分が低いということで、外洋性の大型肉食魚が侵入しにくいということから、湾奥部が使われていると整理をしています。

資料の2-2ページの形で、修正を加えてはどうかと考えています。貧酸素水塊につきましては、一番下のところで、「一方で、大阪湾の湾奥では夏季に貧酸素水塊が発生し、幼稚仔やその餌となる底生生物の個体数が大きく減少するなど、幼稚仔の生息にとっては厳しい環境にあることに注意すべきである」としています。

続きまして、資料1、2ページ目です。

こちら③で、貧酸素水塊の発生時期は、前回「8月」としていましたが、「夏季」とした方が適

切ということで、ご指摘のとおり修正しています。

それから④では、「護岸や沿岸の施設による良好な海域環境の創出」という文章がありましたが、護岸や沿岸の施設を説明する語句として、「環境に配慮した」と補足するとわかりやすいとご指摘いただきました。資料の2-4ページ、豊かな大阪湾が有する多面的価値・機能の1番目、「多様な生物を育む場が確保されている」のところで、「環境に配慮した」をつけ加えています。

それからご指摘の⑤が、今見ていただいた2-4ページの2つ目です。前回の資料では、「栄養塩類が円滑に循環している大阪湾」としていましたが、栄養塩類だけでなく、有機物などを含めた物質が循環することが必要ということ、それから水環境の保全の観点も加えるべきであるにご指摘いただきまして、「健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている」と修正しています。それに伴いまして、説明の文章の最後のところでも、「栄養塩類や有機物などの物質が健全に循環し、良好な水環境が保たれている」と修正しています。

続きまして⑥は、都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めているというところの基本的考え方についてです。資料の2-6ページになります。前回「潤い・安心と魅力の創出」と書いていましたが、「潤い・安心」と「魅力」は並列の関係ではないとの御指摘を踏まえまして、「都市の魅力を高める潤い・安心の創出」と修正しています。

その前に、2-5ページの水質の保全及び管理のところで、季節別に検討することが重要ですので、それがわかるように、「夏季の貧酸素水塊の発生を抑制する」、また、「海域別、季節別の目指すべき栄養塩濃度レベルについて調査研究する」と記載いたしました。

続きまして、資料3に関する修正事項でございます。

指摘事項の⑦ですが、施策のあり方のところで、例としまして、NPO等の取組みを掲載していましたが、これが何の例なのか、今後の取組みの例なのか、わからないというご指摘を踏まえまして、「これまでの取組みの一例」と修正しています。施策番号の①、④、⑦、⑭、⑰それぞれにこれまでの取組みの一例として修正しています。

続きまして、⑧のご指摘です。資料3-2ページです。広域的な漁場整備の推進というところで、前回、攪拌ブロックの例を記載していましたが、これが広域的な漁場整備になるということを確認すべきとのご意見をいただきました。攪拌ブロックにつきましては、水の流れがブロックにぶつかるときに発生する力を使って、底質から供給される栄養塩類が含まれている底層水の巻き上げを図るものです。こういうものを東岸恒流帯に沿って、効果的と考えられる範囲の中に整備していくということで、栄養塩類を潮流に乗せて広い範囲に拡散させることで、広域的な漁場整備につながると考えています。

また、⑨で、他の、広域的な漁場整備の例があれば、資料に示すことを検討すべきとの御指摘をいただきました。こちらについて、他の例といたしましては、例えば、稚魚のとき大阪側にいて、潮流に乗って兵庫側に回っていく、魚種によってそういう実態がございますので、成長段階に応じた漁礁等の整備を近隣府県と連携して適切な海域で行っていくことで、湾全体での資源量の増加を目指している例がございます。こちらの例のほうが、広域的な整備ということがイメージしやすいと考えられますので、漁礁等の整備を例として記載してはどうかと考えています。また、引き続き実施する必要がある施策として、「沿岸域における藻場等の造成」も、お示しをしたいと思います。

この部分に関しましては、漁場整備に限らず、施策の実施に当たっては、効果をモニタリングしつつ、必要に応じて修正していける順応的な考え方に留意する必要があるにご指摘をいただき

ました。ご指摘を踏まえまして、こちらにつきましては、部会報告、後ほど説明いたします資料2でお示しをしたいと考えています。文章として、国の「あり方答申」の文章を引用していますが、少しわかりにくくなっていますので、わかりやすく修文を考えています。恐れ入りますが、資料2の27ページをご覧ください。将来像の実現に向けた課題と施策のあり方の、3番目の段落のところです。こちらに、施策展開に当たって留意すべき点というようなことを書いています。「なお」以降で、環境条件の変化に対応する生態系の応答は時間がかかる上に不確実性を伴うということで、対策の実施に当たっては、効果を把握するためのデータを取りながら、その結果を踏まえて必要に応じて柔軟に対策を変更する順応的管理の考え方に基づくことが重要であるとしています。また、これは施策全般に重要ということで、こちらに記載させていただければと思っています。

では、資料1に戻っていただきまして、次、⑩のご指摘で、「湾南部」といった言葉を一部で使っていて、その海域を明確にしておく必要があるというものです。「湾南部」「湾西部」という言葉を使っているのは、こちらにお示ししている3カ所で、「湾南部」は、ゾーン2、3の大阪側の海域、また「湾西部」は、ゾーン2、3の兵庫側の海域を示す言葉として使っています。

4ページに行ってくださいまして、資料では3-4ページでございます。こちらはエコツーリズムの推進ということで、前回の資料では、「湾南部の自然環境を使って、エコツーリズムを推進する」という表現にしておりましたが、エコツーリズムの推進は、自然環境だけでなく、ゾーン1に位置する人工干潟みたいなものも活用することが有効と考えられますので、重点ゾーンにゾーン1も追加し、記述も修正しています。それにあわせまして、資料の3-4にお示ししておりますように、「自然環境等を活用して、楽しみながら、それらの価値や大切さの理解が深まるような機会を創出する」と、より広くとれるように修正してはどうかと考えています。

次が、資料4の施策の進捗状況の点検指標についてです。資料では、4-1ページです。広域的な漁場整備に関する点検指標としまして、前回、漁場整備面積をお示ししておりましたが、面積だけでなく、内容に関する情報も点検が必要とのご指摘を踏まえまして、広域的な漁場整備の実施事例、いろいろ検討しながら実施されていますが、そういう実施事例をちゃんと見ていくということで追加しています。

それから指摘の⑬では、ノリやワカメ等の海藻類の生産性に関する指標も必要とのご指摘を踏まえまして、資料の4-1ページのその他の指標のところに漁業生産量とありますが、その内訳に入っているノリ、ワカメの生産量を抜き出して追加しています。

それから、4-2ページの水質の保全及び管理に関する指標ですが、公共用水域の常時監視のデータだけでなく、広域総合水質調査や浅海定線調査、そういうデータも留意して、TOCと動物プランクトンも調査すべきとのご指摘を踏まえまして、TOCや動物プランクトンについても追加することを考えています。なお、前回、植物プランクトンに関する指標として、「植物プランクトンの数」としていましたが、数だけではなくて、出現種も見ていくことにいたしまして、「植物プランクトンの状況」という指標に改めてはどうかと考えています。こちらは動物プランクトンについても同様です。

それから、資料4-2のところで、発生負荷量・流入負荷量と書いているところに、ご指摘を踏まえて、「より精度の高い見積もりを行えるよう検討する必要がある」という補足を追加しています。

前回ご指摘いただいた事項と、その修正、対応案については以上です。

【池部会長】 ありがとうございます。

何かご質問、コメント等ございましたら、よろしくお願ひします。

前回事項の対応ではあるのですが、これが直接的に報告書の文案や内容をこのように修正していくかにつながりますので、いま一度チェックしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

1つ確認だけさせていただきます。3ページの⑩への対応で、先ほど資料1に書かれている文章がありますね。これが実際の報告書案の方に、もう少し簡略化した形で書かれるという意味でよかったのですね。

【事務局（田淵総括主査）】 先ほど説明させていただきました資料2の27ページのあの表現に変えました。もうしわけございませんが、こちらの方の修正が、まだできていませんでした。

【池部会長】 反映していなかったということですね。資料1に書いているのが環境省の抜き出しだったということですね。

【事務局（田淵総括主査）】 「あり方答申」そのままでございます。

【池部会長】 何かございますか。よろしいですか。

もう1つですが、最初の資料の底質の分布の方は、西田先生から細かいデータをいただいて、それとの比較でも、以前の表現で問題はないだろうということですね。これについては、小林先生、いいですか。多分、ご指摘いただいたのは小林先生だったと思います。

【小林委員】 はい。このような資料を見せていただき、ありがとうございます。この淀川の沖合の、例えば全窒素、全りん、強熱減量が高いところと貧酸素水塊の分布とは結構一致していたりしますので、このような資料は貧酸素水塊への対策を考えていく上でやはり重要なのではないかなと思います。

【池部会長】 私も、確認できたことは非常によかったと思います。西田先生に今日お聞きしていたら、16年なので古いといえば古いデータではありますが、堤防などの細かい部分など非常に貴重なデータをきちんと踏まえて分布を精査できたことになります。ただ、この図は資料に最終的に出ていない、使っていないということになりますね。報告書案の参考資料も含めて、使わない形ではなかったですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。今回お示しさせていただいたということでは、記載はしていませんが、今のご指摘を踏まえまして、入れさせていただくということもご議論いただいとて考えています。

【池部会長】 先ほど言ったように16年と少し古いデータになってしまうので、そのあたり、今回わざわざ報告書の参考資料として記載することが妥当なのかどうかというのは議論のあるところかとは思っています。非常に微細な分布のところも明確になっているという資料自身が非常に貴重で、今後独自で調査するときでも有用なベースになるかなという気がするので、どこかで活かしたいなと考えます。後で議論するというところでいいですかね。

【事務局（田淵総括主査）】 そうですね、資料2の構成全体を見ていただきまして、そのときにまた改めてということはいかがでしょう。

【池部会長】 ご指摘への対応ということで、他に何かございますか。

よろしいですか。これをベースに報告書の案を作ることになります。報告書案の全体の構成の中でまた出てくるところではあるので、前回の修正事項についてはおおむねこれでよろしくらうと確認したということにさせていただきます。最終的には資料2に基づき、報告書案について説明いただいて、検討することにしたと思います。ではよろしくお願ひします。

【事務局（田淵総括主査）】 では、資料2について説明させていただきます。

こちらが報告書案ということで、部会から環境審議会に報告していくというものです。

基本的に内容につきましては、資料の図面等につきましても、これまでご検討いただいたものをまとめております。

今回、報告書を作成するに当たりまして、つなぎの文章とか、いろいろ新たに文章化しているところがありますので、そこを中心に全体を説明させていただきたいと思っています。

1枚おめくりいただきまして、まず目次でございます。全体構成としては、まず「はじめに」がございまして、次に背景ということで、今回、瀬戸内海環境保全基本計画の変更と大阪湾の状況を踏まえて検討するという事になっていましたので、まず背景を整理しています。

続きまして、このような状況を踏まえて論点を設定いただきましたので、それを書いています。

それからあと、Ⅲが大阪湾のゾーニングということで、先生方にかなり熱心にご指導いただいて作成したゾーニングのところでございます。

その次のⅣが、大阪湾はどういう将来像を目指すべきかというところ。

Ⅴが、その実現に向けた環境保全・再生の基本的な考え方。

Ⅵが、その実現に向けた課題と施策のあり方。

Ⅶが、施策の進捗状況の点検指標。

最後に、「おわりに」ということでございます。

それから、参考資料としまして、これまでお示ししました大阪湾の状況や主な施策の実施状況、また、大阪湾に関係する5府県が共同で開催しました「意見を聴く会」の意見の概要、あとは委員の皆様方の名簿と審議経過、あと諮問の文章という構成です。

では、内容でございますが、まず、「はじめに」のところを書いていますが、瀬戸内海の環境保全については国が基本計画をつくり、それを踏まえて、関係府県が府県計画をつくって取組を進めているということです。ただ、その結果、水質の改善は進んでいますが、いろいろ課題もあって、新たな課題への対応も必要と指摘されているということで、このために基本計画が変更されました。変更にあたっては、「豊かな瀬戸内海」を目指して、取組みをしていくということが盛り込まれたということを含めております。

それから、大阪湾の状況、海域によって水質の状況などが大きく異なっているということで、瀬戸内海のほかの湾・灘とは異なる課題もあると、対応が必要であると書いています。

その下は、本審議会は府から諮問を受けて、部会で審議を行ってきた、また、取りまとめたものということで、まず、「はじめに」ということで記載しています。

それから、2ページ目が背景で、これがまず基本計画の変更ということで、こちらの1回目の部会で説明させていただきました「あり方答申」の将来像と基本的な考え方、3ページ目は環境保全・再生の基本的な考え方を整理しています。

ここの3ページ目の⑥のところは、先ほどの順応的管理のそのままの文章でございます。

それから、(2)で、変更された基本計画の内容ということで、4ページに、国・環境省がお示ししている「変更のポイント」という資料がございまして、その記述をこちらの方に記載しています。

以上が瀬戸内海環境保全基本計画の変更についてでして、5ページ目からは大阪湾の状況です。

まず、最初に水質の水平分布ということで、こちら委員の皆様から、環境基準点だけではなくて、湾奥部の港湾域における状況も詳細に把握することが必要であるということをごちらの方

に書かせていただいています。それを受けまして、こちらの図も、大阪府、兵庫県、沿岸市のデータをまとめた水平分布図を示しています。

図1がCODで、6ページ、7ページが窒素、りん、それから8ページ目がクロロフィルaと8月の底層DOです。

それから9ページ目が、先ほど確認いただきました底質の水平分布の図です。

10ページ目が生物の水平分布で、マクロベントス、それから、漁場分布の図です。

11ページ目が、魚類等の主成育場としての利用状況で、こちら先ほどご確認いただいたとおり修正しています。

12ページと13ページで、沿岸の陸域における利用面での地域特性ということで、こちら以前にお示しした資料です。産業の拠点がどのような地域でやられているか、また、海水浴場や自然海浜保全地区、自然とのふれあいの場等がどう分布しているか。

13ページが、様々な景観の行政計画の目標像で、どういうキーワードがあるかということで整理しています。

以上が、背景としてお示ししている内容です。

続きまして、14ページから、あり方検討に係る論点ということで、これも第1回目の部会で論点をご審議いただきまして、検討内容につきましては、大阪湾の将来像、それから環境保全・再生の基本的考え方、施策のあり方、施策の進捗状況の点検のあり方、この4つとして、それぞれ合わせて計8点の論点を設定して審議を行ったと冒頭に書かせていただいています。

検討内容1、将来像につきましては、論点については、地域特性や季節性を考慮して、海域をどのように区分けして考えることが適当か、また、価値の重要性の割合をどのように考えることが適当か、あと大阪湾全体また各海域で目指すべき将来像はどのようなものかという論点をいただいています。

それから、環境保全・再生の基本的な考え方に対して、4と5の論点。

それから15ページで、将来像の実現に向けた施策のあり方についての論点といたしましては、6番目と7番目ということで示しています。

それから、16ページの施策の進捗状況の点検のあり方ということで、こちらに基本計画で示されている指標をお示ししていますが、これを踏まえて、こういうものと、あと地域の実情に応じて府県独自の指標を追加して点検を行うこととされているということで、論点としましては18ページに示しています。どのような指標を用いることが適当かというものです。

続きまして、19ページが大阪湾のゾーニングということで、あり方を検討するに当たりまして、ゾーニングを行いました。その結果は次に示すとおりでございます。

こちらの図15が水質の水平分布、先ほどのCODとか全窒素、全りんとか、それを重ね合わせると図15のようになるということで、こちらを3つのゾーンに区分することができるとしています。1つが湾奥沿岸部の濃度が高く、濃度勾配も大きい海域、それからもう1つが、湾央より東の濃度勾配が緩やかな海域、3つ目が湾央より西の均一化されている海域。また、この区分は底質の分布や生物分布とも関連づけられると整理しています。

こちらの図15、委員の皆様にはカラーでお示ししていただきまして、ご審議いただいているときに、白黒だとわかりにくいと、島田先生からもご意見をいただきましたので、今回このような形にさせていただきます。ご意見いただければと思っています。

この重ね合わせた結果と、先ほどの3つに分かれるということ踏まえまして、次の20ページ

にお示ししているように、まず①と②の海域はこのCODのC類型の線を、一番湾奥部を南側に下げるといって区分しています。また、②と③については、水深20mラインを使用することが適当であるとしています。

それから22ページで、利用面での地域特性については2つに分けて考えるのが適当であるとしています。

以上を踏まえまして、図21にお示ししているように、3つにゾーニングに区分することが適当であるとしています。

23ページは、それぞれのゾーンの特徴づけについて整理しています。

続きまして24ページでございますが、環境保全の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像というところでございます。

まず冒頭のところで基本計画の変更内容と、大阪湾の水質等の状況、また、多様な目的で利用されている実態を踏まえるとともに、大阪湾が大都市域に立地するなど、瀬戸内海において特殊な海域であるということ踏まえて検討を行った結果、将来像は、「多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現している」とすることが適当としています。

その豊かな大阪湾が有する多面的価値・機能について、3つの側面から整理をいただきました。

1つは、多様な生物を育む場が確保されていること。自然環境等の保全や、環境に配慮した護岸や沿岸の施設による良好な海域環境の創出が進むとともに、水産資源の持続的な利用が確保され、多様な生物を育む場が確保されているということです。

2つ目は、水環境、水質のようなどころでございまして、「健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている」とまとめていただきました。水質環境基準の達成・維持、また底質の改善、生物生産性が確保されるように、湾奥部における停滞性水域の流況が改善され、栄養塩類や有機物などの物質が健全に循環し、良好な水環境が保たれているということです。

3つ目が、「都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている」とまとめていただきました。貴重な自然景観・文化的景観の保全、また海と都市や産業施設が融合した都市景観・産業景観という新たな魅力の創出や環境保全と調和した沿岸防災機能の強化が進むとともに、海を使い、海と親しむ場や機会が拡充され、それらが活発に活用されることにより、都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、都市としての魅力を高めているということです。

それから25ページが、将来像の実現に向けた環境保全・再生の基本的な考え方ということで、冒頭で、「豊かな大阪湾」の有する多面的価値・機能を最大限に発揮させるような取組みを、最も効果的と考えられる場所で実施することが必要であるとまとめています。

内容につきましては、まず、多様な生物を育む場の確保ということで、特に重点的にやる必要があるということで、3点をまとめていただいています。1つ目が、湾全体における良好な生態系ネットワークや、海と川を行き来する、例えばアユのような生物の生息に資するよう、適切な場所に生物が生息しやすい場を創出する必要があるということです。2つ目が、底質環境の改善、3つ目が、「里海づくり」の推進ということで、それぞれ重点的に進めるゾーンについて、表にお示ししているとおりまとめていただきました。

それから次は、水産資源の持続的な利用の確保でございまして、こちらは水産資源の増殖の推進、水産資源の適切な管理、それから広域的な視点を持った漁場整備が必要であるということとまとめていただきました。

続きまして、26ページ、水質の保全及び管理についてでございます。こちらについては5点を

まとめていただいています。

1つ目が、湾奥部において、停滞性水域における流況を改善し、栄養塩類の過度な偏在を解消する必要があるということ。2つ目が、藻場・干潟等の水質浄化機能を活用して、本来あるべき物質循環を回復させる必要があるということ。3つ目が、夏季の貧酸素水塊の発生を抑制する必要があるということ。4つ目が、水質環境基準を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するために、目指すべき栄養塩濃度レベルについて調査研究を進めるとともに、栄養塩類の管理手法を確立する必要があるということ。5つ目が、気候変動への適応を図る必要があるということ。

それから、3つめの基本的な考え方「都市の魅力を高める潤い・安心の創出」でございます。

こちらは5点でまとめていただきまして、1つ目が、海に近づける場が限られている湾奥部で、海と親しめる場や機会を拡充する必要があること。2つ目が、海と都市、産業が融合した都市景観・産業景観の魅力を創出する必要があること。3つ目が、環境保全と調和した防災・減災を進める必要があること。4つ目が、自然環境等を活用して、楽しみながら理解が深まるような機会をつくっていく必要があること。5つ目が、ごみ等によって海的美観が損なわれないようにする必要があるということ。

以上のような環境保全・再生の基本的な考え方に沿いまして、次のVI、将来像の実現に向けた課題と施策のあり方でございます。

こちらの検討では、ただいまご説明いたしました環境保全・再生の基本的な考え方に沿って、まず課題を抽出しています。その上で、「豊かな大阪湾」を実現するための施策について、これまでに取り組んできた施策に加えて、新たに取り組むべき施策や、これまでの取組みをさらに強化すべき施策については次のとおりとすることが適当であるとしています。

次の段落は、先ほどご確認いただきました順応的管理に関するところでございます。その次の段落は、「豊かな大阪湾」の価値・機能は多面的であることから、これらの価値・機能が互いに両立できる関係となるよう、適切にバランスさせて施策を実施することが重要であるとしています。

こちらが全般に係る留意すべき点ということで、事務局で記載させていただいております。それぞれの将来像、先ほどの環境保全・再生の基本的な考え方に沿いまして、課題と、施策のあり方を整理するという形で、まとめさせていただいています。

生物の生息環境の改善につきましては、課題として4点整理しています。施策のあり方としては、27ページが一番下ですが、①湾奥部における生物が生息しやすい場の創出、それから28ページで、②底質環境の改善に係る調査研究と対策の実施、それから③窪地の埋め戻しの推進、④湾南部における「里海づくり」の推進ということでまとめていただきました。

丸で番号を打っているのが、新たに取り組むべき施策、また、これまでの取組みをさらに強化する施策でございます。

続きまして、水産資源の持続的な利用の確保につきましては、⑤栽培漁業の推進、⑥資源管理型漁業の推進、⑦資源管理への遊漁者の協力、⑧広域的な漁場整備の推進とし、先ほどご説明いたしました成長段階に応じた漁礁等の整備を、例として挙げています。

続きまして、29ページで水質の保全及び管理についてです。

施策のあり方では、⑨湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に係る調査研究と対策の実施。それから次の①、これは、生物が生息しやすい場の創出というのは、沿岸における生物によ

る水質浄化機能を向上させるということで、こちらにも再掲しています。

⑩が貧酸素水塊の発生抑制に係る調査研究と対策、⑪が栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法に関する調査研究と対策、⑫が気候変動への適応に係る調査研究と対策ということで、こちらは科学的解明が必要なところが多いということで、施策のあり方としましても調査研究が重要ということで、まとめていただいています。

続きまして30ページ、都市の魅力高める潤い・安心の創出でございます。

まず⑬湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充と、⑭大阪の特徴を活かした、海と都市景観また産業景観が一体となった景観の魅力の創出としています。

それから31ページで⑮環境との調和に配慮した防災・減災対策の推進、⑯エコツーリズムの推進、こちらは先ほど説明いたしましたとおり重点ゾーンを1にも広げています。

それから⑰ごみの発生の抑制でございます。

これら17点について、新たに取り組むべき、強化すべき施策としてまとめていただきました。

それから32ページで、施策の進捗状況の点検指標についてでございます。

冒頭で、指標については、大阪湾の状況を的確に反映し、わかりやすく可能な限り定量的であることが望ましいこと、また、基本計画に示される指標だけではなく、今回検討した施策のあり方に対応する指標が必要という観点から、次のとおりとすることが適当であるとしています。基本計画の指標には丸印を、基本計画に示されていない府独自の指標には星印をつけています。

こちらにつきましても、環境保全・再生の基本的考え方に沿って整理しています。

星印を打っているところを申し上げますと、②の底質環境の改善に係る調査研究につきましても、「底質改善手法の調査研究と対策の事例」ということで、これ以降も指標とできるもので必要なものについては、星印として追加しています。

33ページのところで、先ほど説明いたしました植物プランクトンの状況や、動物プランクトンの状況も入れています。

次に、都市の魅力高める潤い・安心の創出に関する指標をまとめています。

以上が34ページまでで、論点に関する事項をまとめています。

最後に、「おわりに」ということで、35ページに、事務局の方で案を作らせていただいています。

1つ目の段落は、今回どういう検討をしたかということで、6回の審議を経て、多面的価値・機能というものを3つの側面から整理して、そういうものが最大源に発揮された「豊かな大阪湾」が実現しているというのが将来像として掲げまして、施策のあり方を検討して取りまとめたとして、全体の概要をまとめています。

2つ目の段落は、今後、検討結果を踏まえて、大阪府計画を適切に変更されたいとしています。また、施策の推進に当たっては、庁内関係部局はもとより、国や関係府県、民間企業、NPO等との情報共有・連携を図って取り組まれることを期待するとしています。

3つ目ですが、大阪湾が非常に特殊であって、ほかの湾・灘とは異なった特徴を持つ海域であり、未解明な課題も多いということで、今後とも科学的な知見の集積が必要であるとしています。府には、こういう知見の情報収集にも積極的に取り組んで、施策の推進に活かされることを期待するとしていまして、これらは部会の中でいただいたご意見をもとに作らせていただきました。

ここにつきましても、ご意見をいただければと思っています。

36ページからは参考資料でございます。

まず大阪湾の状況です。概況から始まりまして、水質の分布、環境基準の達成状況や経年変化

などを記載しています。こちらが54ページまでございまして、先ほどの底質の分布につきましては45ページで、まず砂とかそういう底質の分布状況の図をお示ししています。それから水平分布については、先ほど9ページにお示しし、参照と書いておりまして、先ほどの西田先生の資料につきましては、このあたりに入るのかなと思っています。

以下、水温の経年変化や、あと47ページ、48ページは貧酸素水塊、これも季節によって発生するというので、その状況。49ページから生物のデータを載せていまして、54ページまで、最後は漁獲量の図でございまして、これらが大阪湾の状況ということです。

続いて、大阪府域における主な施策の実施状況で、こちらも部会でご報告したものでございます。変更された基本計画に沿ってまとめていまして、沿岸域の環境の保全、再生及び創出から順次、今までにやっている施策の実施状況について記載しています。

57ページからは、水質の保全及び管理に関する実施状況でございまして、58ページ、59ページで、大阪府域及び兵庫県域、これは淡路島を除いていますが、流入負荷量について、部会でお示しした資料を載せています。

それから63ページは、緑地等の保全に関する取組み。

64ページからは、水産資源の持続的な利用の確保ということで、新・大阪府豊かな海づくりプランの推進として取り組まれているものを整理しています。

65ページが、廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保、66ページが、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復に関する施策。

66ページが、水質等の監視測定について、67ページはモニタリングや調査研究の状況、それから広域的な連携の強化等、最後に、68ページで、環境教育の推進や国内外の閉鎖性海域との連携というところまで、施策の状況を示しています。

それから、69ページから73ページまでが、「意見を聴く会」の概要ということで、こちらも部会でお示したものでございます。

74ページには、部会委員の名簿、それから第6回までの審議経過、最後に諮問文のページをつけています。

少し説明が長くなりましたが、部会報告の案は以上でございまして。

【池部会長】 ありがとうございます。

それでは、これで報告書の確定をしていかないといけませんので、ちょっと区切って、修正意見等をいただきたいと思います。「はじめに」と「おわりに」はまた読んでいただいとということになるので、まずは、2ページ目から13ページまでの背景の範囲で何かご指摘等ございましたらお願いいたします。

【島田委員】 すみません。先ほどの西田先生の資料の入れ方のところで、9ページに※印のところを外挿しているという話があるのですが、今回の指摘事項の対応の資料1のところでもありますように、平成16年度の過去の調査結果を見ても、外挿が問題ないと考えという根拠ですので、最後の「調査地点より沿岸の海域は」、「ここに示してある本調査結果等、過去の調査結果から」とかをつけて、それで参考資料を参照か何かにして後ろにつけると、こういう過去の調査結果も踏まえて外挿しているんですよという、外挿の根拠、信頼性が高まります。そんな形で後ろにつけるときに、この9ページを見て、どういう過去の調査なんだろうと参照できるようにしたらいかがでしょうか。

【池部会長】 9ページの図8の説明文のところですが、ここに詳細な部分のデータを参照に

妥当性を検証したということを入れておいたらどうでしょうかということですね。それから、付録の部分になりますが、平成16年ということで、古いですが、付録資料であればそれでよいと思いますので、先ほど事務局から挿入するとしたらここですねと説明があったところに入れていただいて、本文の方に反映させる形でどうでしょうかというご指摘ですが、いかがでしょうか。委員の先生方、そういう方向でよろしいですか。

それでは、ここの説明文を少し入れるというのを、修正事項とさせていただき、付録資料のところには西田先生のデータを付記しておくという形にしてください。では、ここの修正を1点とさせていただきます。

ほか、13ページまでで何かございますか。

【西田委員】 文言のことですが、「はじめに」のところの、3段落目ですが、「瀬戸内海環境保全基本計画が全部変更された」と書いてあるのですが、これは文言として、全面的なのか、一部変更なのか。それからその次の行の「実情」も、この「実情」なのか、「状態」の「状」なのか。それから、11ページの2段落目の下の方ですが、「流入河川により塩分が低い」は、正確には「河川水の流入により塩分が低い」。この範囲では文言の話だけです。

【池部会長】 今の件はそれぞれよろしいですか。文言訂正ということになるでしょうか。「実情」というのはミスタイプではないかという気もするのですが。「はじめに」のところ、「計画が全部」というのは、全面的なのか、大幅にという言い方にするのか。「全部変更された」とは、確かに報告書レベルではあまり書かない感じがします。季節ごとの「実情」も、この字が当てはめられていたでしょうか。

【事務局（田淵総括主査）】 国の方でこの「実情」というのを使っておられます。また、この「全部変更」も国の法律的な表現なのですが、確かにわかりやすい方がいいと思います。

【西田委員】 国の方で、「全部変更」という言葉を使っているんですか。

【事務局（田淵総括主査）】 はい。

【池部会長】 「一部変更」に対して「全部変更」を使っていると。

【西田委員】 そういう意味ですね。この「はじめに」にはふさわしくないような気がします。

【事務局（田淵総括主査）】 この「全部」というのを取り、「変更された」としておきます。

【池部会長】 「実情」も、国ではこのように漢字を使うということですね。

【西田委員】 はい、わかりました。

【池部会長】 では、13ページまで、また細かいところが出てくるかもしれませんが、よろしいですか。

5ページ目の下から2行目に「8月の底層DO」とありますが、先ほどの説明では、「夏季」になっていました。「夏季底層DO」としてあるのに、ここは「8月」になっていて、それはよろしいですか。実際8月のデータではあるのですが。前回、一般的には「夏季」ではないかとしました。同じように、8ページの図7も「8月底層DO」とされていますね。データとしては8月にとったものということですが、ここは「8月底層DO」でいいですか。それとも「夏季（8月）」という形にするか。西田先生いかがでしょうか。

【西田委員】 データとしては「8月」が正確なのですが、解析のところでは、夏季はこういう状況ですよと具体的に述べる。図のデータとしてはこれも8月のデータだけですので、やっぱり「8月」と書いておいて、文中で「夏季（8月）に」というような表現でどうでしょうか。

【池部会長】 リアルなデータを示すものとしてはこのままでいいということですね。それで

は、このままでいきましょうか。

【西田委員】 はい、結構です。

【池部会長】 それでは、13ページまで、1のところではやりましたが、幾つか修正がありましたので、お願いします。

14ページ以降18ページまでのあり方検討に係る論点で、何か指摘事項がございましたら、お願いいたします。ここはかなり議論したところでもあります。よろしいですか。

それでは、ここまで、2のところはOKとして進めます。

19ページから23ページまでの、大阪湾のゾーニングのところ。これも部会で検討してきたところ。

【島田委員】 カラーにするように言った張本人なのですが、誰も気にしないかもしれないですが、7色あるのですよね。図1から図7までありますので。せめて図の横に、オレンジは何を意味するかなど書いておいた方がいいと思います。

【池部会長】 私も、凡例を入れた方がいいと思います。

【事務局（田淵総括主査）】 事務局として、当初凡例を入れることも考えたのですが、上にどんだん色を重ね合わせていっているの、例えば、湾奥部で最後にクロロフィルaを重ねたので、この部分が緑に塗り潰されてしまう。そのあたりの順番を考え出すと、凡例をつけるのはなかなか難しいと考えています。

【池部会長】 上に乗ってくると先に書いた線がわからなくなってしまうという話ですが、凡例は付けてください。先の図1と合わせて見れば、どれがどの線かはわかるかもしれませんが、ここに凡例があると、もう一度アプローチできることになります。カラーにするのはコストの問題もあるかもしれませんが、この1ページについてはつけていただけますか。

【事務局（田淵総括主査）】 はい、わかりました。

【西田委員】 クロロフィルaを下に持っていくことはできないのですか。

【事務局（田淵総括主査）】 できます。

【西田委員】 そうすると、下の方が、密の方のやつを最初に描いて、上に粗のやつを重ねていくと、見やすくなると思います。

【池部会長】 この図を見て何やろうという話が少しでも楽になりますので、報告書の完成度を高めるため、凡例をつけてください。

他、よろしいでしょうか。

【小林委員】 19ページの文章の「最奥部の線」という表現なのですが、これがちょっと曖昧というか、Cタイプの区分線なのか、IVタイプの区分線なのか、この図を見せられて、最奥部の線と言われると、どこを指すのかなという気がしますが、いかがでしょうか。19ページの下から5行目ぐらいと下から3行目に「最奥部の線」というのが出てくるのですが。

【池部会長】 最奥部の線の位置については。

【事務局（田淵総括主査）】 これがこの①と②の海域を区分する線として、CODの区分線を使うことが適当であると。CODの区分線の最奥部の線の位置ということです。

【小林委員】 では、結局、Cタイプの線ということですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 すみません。ちょっと説明がしづらいところがあるのですが、Cタイプの線がありまして、貧酸素水塊の発生が見られるということで南側に下げていますが、下げる前の三角形のとがった線というのか、そこのところを最奥部の線とここでは呼んでいます。

したがって、そういう意味では先生にご指摘いただいたように、どこのことを言っているのかわかりにくいということがあるのかもわからないのですが、意味合いとしては、全体の線を言っているのではなくて、あくまでこのとがった部分というか、その部分を示しているというつもりでございます。

【池部会長】 そうですね。確かに、読んでわかる話ではなさそうな感じではありますね。いい表現があればいいのですが。

【島田委員】 では、ここで「ただし」のところ、あくまで図16上の線の話だということ、少しくどいですが書いておくのはどうでしょう。結局、「図16に示す」という表現が続いているので、「図17に示すとおり、図16の最奥部の線を南側に下げるのが」と書いておく方が誤解を招かないのではないのでしょうか。

【池部会長】 「ただし、図16における」とかで済みますかね。

【小林委員】 今、図16を見ると、青い矢印が入っていて、これのことかなと。この矢印に示す部分と。

【池部会長】 そうですね。「ただし、図16の矢印にて示すよう、最奥部の線の位置については」でいきましょうか。足してください。ご指摘のとおりですので、そのようにしたいと思います。ここはよろしいですか、他はどうですか。

【西田委員】 23ページのゾーン3のところ、水質の濃度が均質化しているということなのですが、この部分の特徴はやはり水交換が活発であるということと、あと湾口部を有しているということなので、「湾口部を有し、水交換が活発である」というような文言を、ゾーン3の海域の状況のところに入れていただいた方がよろしいかと思えます。

【池部会長】 湾口部を有し。

【西田委員】 水交換が活発な。

【池部会長】 水交換というのは、外洋との。

【西田委員】 外洋というか、隣の海域ですね。播磨灘だったり、紀伊水道だったり。

【池部会長】 そうですね。水交換の方がいいわけですね、このレベルでしたら。では、「湾口部を有し、水交換が活発である」というのを入れましょうか。議論の中で出てきて、それを踏まえてまとめていきましたが、その強調はした方がよいというご意見です。先生方、よろしいですか。では、それを入れていきます。

では、23ページまでが大体出来ました。24ページが1枚で、これが将来像で、最後の「おわりに」に書いていただいたように、この形を目指すんだということを書いた非常に重要なところで、かなり議論をさせていただいたところ、いかがでしょうか。2番目のポツですね。「健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている」というのは、事務局からのご相談を受けて、私の方で、この形でどうでしょうかと提案させていただきました。物質循環、栄養塩類の循環だけという形に見えかねない部分がありましたので、「水質環境が良好に」という言い方もあるのですが、水質の捉え方はいろいろありますので、水質や底質を含めたものを代表させた形で、「良好な水環境」という言葉にさせていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、24ページはいいとして、25ページ以降、将来像の実現に向けた環境保全・再生の基本的考え方があります。31ページまでですね。ここも前回まででいろいろと修正してきたところですが、何かお気づきの点がございましたら、お願いします。

【西田委員】 26ページなのですが、2のところの水質の保全と管理の一番最後のところ、気

候変動への適応を図るとあります。これも1つ重要なことなのですが、他のものとして、例えば社会構造や産業構造の変化も重要な変動、変化ですから、それらに対する適応策も講じていく必要があると思います。例えば人口構造や産業構造がいろいろ変わってくると思うのですが、それへの対応、適応みたいなものどこかに、水質の管理・保全のどこかに入れるべきかなという気はしています。どこかに書かれていればよろしいのですが。人口減による水質への影響も当然ありましようし、産業構造が変わってくると、負荷量も変わってくるでしょうし。

【池部会長】 これはどうでしょうか。私自身の見解で申しますと、これは10年ぐらいなので、10年の間に例えば大阪府湾岸域というのは非常に大きく変動するんだというような予測であるかどうかということかなとは思いますが。本庁の方も5年ぐらいでそれなりに見直ししながら、10年を基本にこの新しい瀬戸内海の像というのを描いていくということだと思います。そこは大阪府として今後10年間どういう変化を見込んでいるのかにかなり関わってくるような気があります。もちろん、大きく変わり出している時期であるという認識ではあると思うのですが、そのあたりは何かありますか。

【西田委員】 いろいろ講じておられる負荷削減施策も多分、将来予測をもとにしていろいろ実施されていると思うので、まさにそういうことだと思います。そのような社会構造や産業構造の変化をきちんと考慮しながら将来に向けてというのが、文言として入っていればと思いました。あればよろしいのですが。

【事務局（田淵総括主査）】 ここは将来像の実現に向けたということで、将来像なので、時期的にはちょっと長期のものが入ってもいけるのですが。

【池部会長】 産業構造と社会の変化に対応するという形。西田先生のご指摘は、水質の部分で入ってきます。

【西田委員】 他のところもそうでしたか。

【池部会長】 他もそうですね、全体的に。

【西田委員】 そのような文言がなかったような気がしますね。

【池部会長】 そうですね。それは全体的な気もしますね。水質だけではないですか。生物成育もそうですね、おそらく。

【西田委員】 ここでこのような話をしたのは、気候変動という将来の水質に影響を及ぼす変動成分の話をここでされたので、変動に対する適応策だったら、やっぱり社会的な変化や産業構造の変化も当然ながら、もうちょっと短いスパンですけれども、考える必要があるかなと思ったわけです。

【池部会長】 そうですね。でもここが一番大きいですかね。

【西田委員】 入れやすいといえば、このあたり、気候変動が入っているので入れやすいかもしれませぬ。

【池部会長】 「気候変動を含めた将来の変化」というような形でまとめていく手もありますね。今、特にここだけに、「社会産業構造」と入れると、ちょっと他に影響があるような気もします。「気候変動を含めた将来の大阪湾の変化に対応する」というような形でいかがですか。どうですか。気候変動にしておいた方がいいという心が若干ありますが。

【事務局（片山環境保全課長）】 そうですね。もともとの基本計画、あるいはあり方の国での検討の中で、気候変動といいますか、適応のことがクローズアップされて挙がっているということでここにも入っているという、そういう背景があるかだと思います。人口構造あるいは社会構造

ということを書いて、要はその適応を図るという言葉はどう解釈するかというところがちょっと難しくなってくるかなというふうに私は感じています。例えばですが、27ページの施策のあり方のところで、総論的に事務局案として2つほど挙げさせていただいておりますが、ここに今おっしゃっていただいているようなものを加えるということも考えられないのかなと思います。

【池部会長】 全体にかかってくるところは確実にあると思いましたが、そこに入れていきましょうか。

【西田委員】 もし入れるのが難しいようでしたら、別に入れなくても構いません。少し気になっただけです。

【事務局（片山環境保全課長）】 先生のご指摘の点は当然、重要なお指摘かと思っておりますので、それをここで総論的に入れるということではいかがでしょうか。

【池部会長】 そうですね。本省の会議でも、瀬戸内海全体でも変わりますよねという話をしたことがあります。重要なことではあります。では、このところで、総論的に入れていくということで対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

31ページまで、他に何かございますか。

【西田委員】 この27ページの前書きのところはすごくうまくまとめていただいたので、うれしく思っています。とてもよくまとめていただいています。順応的管理とかバランスさせた施策というのもとてもいいことだと思います。ありがとうございます。

次のページ、28ページの上なのですが、これも文言の修正をお願いしたいと思います。「護岸を生物が」、上に行って「定着しやすいような形状」だけではなくて、素材も結構最近、研究が進んでいますので、「構造」の方がよろしい。「形状」じゃなくて「構造」ですね。形状プラス素材も効いてくるものですから。

【池部会長】 「形状」を「構造」にですね。

【西田委員】 そうですね。その方がよろしいと思います。それからそのページの一番下、私は漁礁に反対しているわけではないのですが、「漁礁等」の後に、結局ここは漁礁というよりも、場の整備だと思っていますので、漁礁という言葉を入れるのであれば、「漁礁等の場の整備を」としてはどうか。本来、成育場とか産卵場の場の整備というのが基本的に重要で、そのうちの1つの方法として漁礁を設置したり、この後ろに書いてありますが、藻場や浅場をつくったりということになると思います。漁礁だけではなくて、やっぱり場の整備が重要ということになると思います。

【池部会長】 後ろに「漁場整備を推進する」があるので、この「漁場」というのも場になってしまい、重複感があるのですが、ここは漁礁等の、広域だけある範囲の場の整備ですよ。

【西田委員】 漁場としての場じゃなくて、成育場であったり産卵場であったりという生態系の場の提供というイメージ、そのうちの1つとしては漁場整備を推進する漁礁だったり。

【池部会長】 「漁場整備」という場と私は言いましたが、これは広域的な意味なので、では、ここは「成長段階に応じた漁礁等の場の整備」というのでいかがですか。漁礁だけではなく「等」で入ってはいるのですが、場としての整備なんだということをもう少し強調しましょうというご提案ですが、よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。よろしいですか、事務局も。

他はよろしいですか。それでは、残りになりますが、32から34ページが施策の進捗状況の点検指標という形になっています。これは国の挙げている指標に加えて、星印が部会での議論を踏ま

えて独自に挙げてもらった項目ということになってきます。よろしいですか。

少し気になったのは、34ページの下から2番目の、「ホームページの閲覧数」です。この関連するホームページというのは既に実例があるのでしょうか。

【事務局（田淵総括主査）】 私どもの大阪湾の環境保全協議会や、瀬戸内の方の関係でホームページがございます。

【池部会長】 これは閲覧数だけの問題ではないような気がします。ホームページとその閲覧数、ホームページがこれだけのものができていて、どういう情報として整理されているかということと、実際にインパクトとしての閲覧数ということだと思うので、閲覧数だけを上げていくよりは、全体としてホームページと閲覧数という形で上げていただきたらと思いました。よろしいですか。

他何か、点検指標で御意見はありますか。よろしいでしょうか。

そうすると、あと、「おわりに」にも文章がありますが、文言等いかがでしょうか。

【西田委員】 この「おわりに」がとても重要だと思っています。この文章の中で、今回の議論が基本的には瀬戸内海の環境保全基本計画の変更ということで、それに対応するものなので、「環境保全」という言葉をそのまま引っ張ってこられているのはわかるのですが、この中では「環境保全」という言葉しか使われていなくて、その前の方では「保全と再生」という言葉も使われています。先ほどの将来に向けた課題と施策のあり方のところでも、「環境保全・再生」ということで使われています。やはり、できれば今までの環境保全の考え方と違って、環境を再生するというのもそうですし、もう1つ、創造とか創生とか、そういうのがあるべきだと思っています。まさに環境の保全や再生にとどまらずに、新たなものを創造していく、環境を創造していくということが、大阪湾、特に湾奥部で必要になってきているかなと思っています。「大阪湾の再生と環境創造に向けて」とか「環境創生に向けて」として、それで「積極的に施策を講じる」とか「推進する」というような文言をどこかうまく入れていただくといいなと思っています。

【池部会長】 これは「環境保全」あるいは途中で「環境の保全」ということで「保全」だけで書かれていて、「再生」とか「創造」とかいう文言は、議論された中では大きいのですが、抜けてしまっているという指摘ですね。例えば、最初の方の4行目の「環境保全」については、「保全、再生や創造」というようなことを入れていけばと思います。その次の段落で、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画を適切に変更されたい」、これは固有名詞的な形になるのですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 固有名詞を使っています。ここは法律の名称です。

【池部会長】 それでは、ここは変えようがないところですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 こう書くのであれば、変えようがないということになります。

【池部会長】 ということですね。前の方の「環境保全の観点から」は、「再生や創造も含めたあり方」というような形に変えると、議論の大きな部分がカバーされるかと思いますね。2段落目のところは今のように固有名詞的ですが、1段落目の方は変えていくということにしましょう。もう少しそういう部分に厚みを出せるような表現をどこかに入れるということを考えますか。

【西田委員】 特に大阪湾の将来を考えたとき、今までの環境の保全という考え方ではなくて、それから再生という、どこかに戻すという意味での再生ではなくて、やっぱり新たに環境を創造していくというのが大阪湾で特に必要で、都市沿岸域では積極的にそうやっていく必要があると思います。そのあたりのニュアンスを入れていただけると、すごくいいなと思っています。

【池部会長】 答申としては、いわゆる環境審議会向きということなので、保全ということな

のですが、実際には先ほどもあった全体的な大阪湾岸をどうしていくのかとか、大阪湾に関わる産業をどうしていくのかということも、反映すべき議論であったということです。答申の提出先に対する文言としては、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、そういうところも大阪府全体に対するメッセージとして出していくということで、2段落目あたりにうまく盛り込めたらいいのかなという気はします。それはまた案をいただいてということでもよろしいですか。

【島田委員】 「おわりに」が変更されたら、24ページの将来像のところの初めの部分も「環境保全の観点から見た」と断言していますので、「おわりに」の変更を24ページのこの部分にも反映していただけるといいのではないかと思います。検討した結果、こういうことを提案すると言ったその次に、「環境保全の観点から」と簡単に言っていますので、いや、そうではなくて、創造とか再生も考えた結果、こういう将来像が提案されるのだというように、両方反映した内容にしたいと思っています。

【池部会長】 ありがとうございます。実際に25ページのVのところは、保全・再生の基本的考え方とかとなっていますので、このあたりも含めて、齟齬がないように、今の観点が含まれているということをチェックするということをお願いします。

「おわりに」まで来ましたが、36ページ以降が参考資料で、これまでの部会の中で提示された資料や、関連するような事項について資料集としていろいろ付けていただいています。先ほどありました45ページの底質については細かいデータも、本文の表現と反映させて付けるということで、まず1点修正をお願いしたいと思います。

他、何か特に資料部分でお気づきのところはございますか。よろしいですか。

それでは、幾つかの重要な部分、あるいは文言の修正等を含めて修正いただきました。

その修正につきましては反映させて、最終案にさせていただきたいと思います。ただ、細かいところ、それから「おわりに」の表現等がございしますが、修正につきましては、部会長に一任いただくという形だと思いますが、よろしいですか。

修正した結果は事務局から各委員にフィードバックするという形にさせていただきますし、もしどうしても私のところで迷いがあるという部分がありましたら、一度皆さんに問いかけるということもお願いしたいとは思っていますが、最終的にはお任せさせていただきたいと思います。

それでは、ご協力によりまして、報告書の最終案の取りまとめができたと思っています。どうも、ご協力ありがとうございました。

本報告につきましては、今の修正を加えたものについて、6月の環境審議会で、かいつまんでの形になりますが、私の方から報告させていただく予定です。どうもありがとうございます。

それでは、議事ではその他がございすけれども、委員の先生方、あるいは事務局の方から何かございすか。

【西田委員】 これは大阪府が取りまとめた後、兵庫県とか近隣の県とのやりとりはどのように調整される予定ですか。特に今回、大阪府としてつくられて、これで今後施策を進めるということなのでしょうか。他の進捗状況とかはいかがでしょうか。

【事務局（片山環境保全課長）】 13府県それぞれだと思うのですが、例えば兵庫県はかなり先行されていて、既に案ができています。その情報につきましては兵庫県からもいただいていますし、私どももこの部会での審議をいただいている状況というのは、それぞれ情報交換をいたしております。それと、実際に施策をやっていくという場合も、湾灘での一体的な推進というんでしょうか、そういったことにつきましても、今後、兵庫県や和歌山県と協議して、一体

的に進めていくということによってやっていきたいと考えています。

【池部会長】 これは環境省の小委員会の方でも、前回、各自治体に投げてほったらかしでいいのかという発言が委員からあったと記憶しています。ですから、そういう調整の会を環境省が主体になってやるべきではないのかということは、少なくとも委員の意見としては出ていたと思います。大阪湾が独立しているわけではございませんので、ぜひ他のところとの計画の整合とか、もっと全体でやるべきことを議論していただきたいと思います。

他、何かございますか。なければ、事務局の方にお返ししたいと思います。

【事務局（酒井主事）】 長時間のご審議、ありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして、大阪府環境政策監の大下からご挨拶申し上げます。

【事務局（大下環境政策監）】 池部会長をはじめ、委員の皆様には何かと公務ご多忙の折、昨年の9月から9カ月、延べ6回にわたりまして、部会でのご熱心なご審議を賜りましてありがとうございました。

私も4月1日に着任いたしまして、船から大阪湾を見せていただきました。子供の頃に比べて、水がきれいになっているということですが、地域によっては窪地があったり、逆に貧栄養化が進んでいたりということで、様々な課題があることも承知いたしました。

そんな中で、本部会におきましては、ゾーンごと、あるいは季節ごとの課題についてご指摘をいただき、また、それについての解決策について考え方をお示しいただきました。今後、本審での答申を踏まえまして、私どもの行政計画にしっかりと反映させていただきまして、豊かな大切な我々の大阪湾の再生だけではなく、創造も含めまして、積極的に府としては取り組んでまいりたいと考えております。

この間の大変なご尽力、重ねてお礼申し上げます。簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【事務局（酒井主事）】 それでは、これをもちまして第6回部会を閉会いたします。ありがとうございました。